

令和7年第1回大野町農業委員会議事録

令和7年1月7日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第1回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第2号 賃借料の情報提供について
- 報第3号 農地法第5条許可申請の取下げについて
- 議第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第2号 農地法第5条の規定による許可について

出席農業委員（12名）

- | | | | | | |
|------------|----|-----------|----|-----------|----|
| 1番 末守 吾郎 | 委員 | 3番 内田 博人 | 委員 | 5番 河本 茂樹 | 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 | 委員 | 7番 河野 正和 | 委員 | 8番 目加田 菊次 | 委員 |
| 9番 林 和朗 | 委員 | 10番 山村 隆昌 | 委員 | 11番 野村 茂雄 | 委員 |
| 12番 加納 賢 | 委員 | 13番 清水 誠 | 委員 | 15番 飯沼 良一 | 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- | | | | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|
| 岡田 松榮 | 委員 | 渡邊 靖 | 委員 | 所 勝重 | 委員 | 久保田 静真 | 委員 |
| 内藤 昭宏 | 委員 | 河田 幸則 | 委員 | 小森 富雄 | 委員 | 野津 正明 | 委員 |
| 宮嶋 博幸 | 委員 | 田代 定 | 委員 | | | | |

欠席農業委員（1名）

- 2番 馬淵 徳次 委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 林 竜彦 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和7年1月7日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員、農地利用最適化推進委員の林委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を6番の見屋井美栄子委員、7番の河野正和委員にお願いしたいと思います。それでは報第1号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第1号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で125㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,020㎡でございます。

3番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で1,464㎡でございます。

報第1号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第1号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第2号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 報第2号の議案説明〕

○事務局

農地法第52条の規定により、農業委員会は農地の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、借賃に関する情報の提供を行うこととなっております。今回は、令和6年中に利用権設定された農地に関する賃借料について表の区分の通り集計し、100円未満の端数を四捨五入したものです。このデータはホームページ上で公開されるものとなります。公表内容としましては、田と畑のそれぞれの賃借料の平均額、最高額、最低額と件数をあげております。

賃借料一覧表				
区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	4,700円	10,000円	1,000円	539
畑	7,500円	12,000円	1,000円	34

報第2号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第2号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第3号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 報第3号の議案説明〕

○事務局

許可申請書の提出後、許可がなされる前に事業計画の中止、売買契約の解除等により、許可申請を取り下げようとする者は取下願の提出が必要であり、今回取下願いの提出があったため報告します。

令和6年12月5日開催の第12回の農業委員会で許可相当となった案件になります。当初譲受人が車両運送用大型車両置場として利用するために申請をしましたが、事業計画が変更になり契約が取消になったため今回取り下げとなりました。

報第3号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第3号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第1号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第1号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は1,979㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。譲受人は現在でも該当農地付近を耕作されていて、今回農地を購入して農業を始めたとのこと。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は2,608㎡となります。担当推進委員は渡邊委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より借入地を取得するために申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は104,832㎡となります。担当推進委員は小森委員でございます。

4番でございます。譲受人が譲渡人より借入地を取得するために申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は104,832㎡となります。担当推進委員は小森委員でございます。

議第1号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

[加納賢委員関係者のため離席]

○議長（目加田菊次会長）

議第1号の3番・4番の案件につきまして、担当委員であります小森委員、補足説明をお願いします

○農地利用最適化推進委員（小森富雄委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

先に関係者案件である議第1号の3番・4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

4番の案件についてですが、譲渡人の経営面積と所有権移転する農地の面積が一致しているが、

この経営面積が今回移転する面積となるのではないか。

○事務局

譲渡人は今回所有権移転する農地と同じ面積の農地を現在自作しており、経営面積の部分は今回の申請とは関係ありません。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

借入地の利用権の設定状態はどのようになっていますか。

○事務局

基盤法に基づく利用権設定による相対契約を令和9年まで結んでおります。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

契約期間が残っているが、今回農地を取得する際に契約を解除する必要はないのか。

○事務局

取得される方が同じ耕作者であれば、3条の所有権により自動的に解除されるので問題ありません。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第1号の3番・4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

[加納賢委員着席]

○議長（目加田菊次会長）

議第1号の1番の案件につきまして、担当委員は林委員ですが、本日欠席ですので事務局お願いします。

○事務局

特段の意見がないということを事務局で伺っております。

○議長（目加田菊次会長）

議第1号の2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

1番の案件について、2筆ある内の1筆が現況宅地となっており、現場を確認していないのでどのような状況か分からないが、3条申請は耕作目的で農地を取得するので現況農地でないところを申請するのは3条の要件を満たさないのではないかと。

○事務局

事務局で現場確認を行ったところ、倉庫のようなものが一部該当農地にかかっているため宅地に認定されているのではないかとと思われるが、大部分は農地になるため畑と判断しました。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

そうすると議案の譲渡人の経営・自作面積のところ今回の筆が含まれていないので、含めてもらって譲受人の取得後の経営面積にも含めるということですね。

○事務局

議案ですが、先ほどの宅地になっていた筆を農地として加えたもので、経営面積を修正させていただきます。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

2番の案件について、今回新規で農地を購入される方で、先ほどの説明で該当農地付近ですでに農業をやられているとのことですが、こちらの方の営農情報を教えていただきたい。

○事務局

住所は町外の方で、正式な利用権等の契約がないため耕作証明の提出はなかったが町外で7,000㎡、大野町でも4,000㎡程耕作を行っている土地の所有者から証明をいただいております。また、トラクター3台、田植機1台、コンバイン4台を所有しているのを写真で確認済みです。農業従事日数についても、本人150日で世帯員である夫も150日従事しているので問題ないと思います。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第1号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第2号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局・議第2号の議案説明]

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、隣接する建設業資材置場への進入路とするために申請されましたが、当該地はすでに造成されて進入路として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は内藤委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、貸駐車場及び隣接する既存住宅の露天駐車場として利用するために申請されました。担当推進委員は内藤委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、砂利採取に伴う一時転用をするために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第2号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の3番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

今回の砂利採取を行う業者は、大野町内で事業の実績はありますか。

○事務局

実績はあります。直近ですと3年程前に行っております。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

一時転用の期間ですが、2年間とあるが具体的な内容はどのようになっているか。

○事務局

砂利採取の作業は大体1年を予定しており、残りは準備や現状復帰の埋め戻しの期間となっております。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

期間中の周辺の安全に十分に注意していただくことと、付近の農業に支障がないように事業を行っていただきたいと思っております。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番から3番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第2号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の議案は終了します。続きまして12月の委員会で継続審議になっている議36号及

び議37号の案件について、事務局より説明を求めます。

〔事務局 継続審議の議第36号及び37号の説明〕

○事務局

議第36号については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第27号におきまして、除外をするにあたり27号計画と呼ばれます、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付ける必要があります、特定のエリア内の農地につきましては、農業用関連施設や農家住宅等の農業に資するものとして27号計画に位置付けられないと除外ができないこととなっております。また37号については、大野町全体を対象としました農業振興地域整備計画の変更であり、この中には先ほどご説明しました27号計画の案件も含まれます。

前回の委員会で継続審議となっていたのが、A-2地区の2番の案件になります。前回の審議の際には資料が揃っていない状況でしたが、資料が揃いましたので説明をさせていただきます。

A-2地区の2番の案件につきましては、一般個人住宅として申請されました。こちらについては27号計画に位置づける必要がある案件であり、農業に資する施設についてのみ農振除外が可能となります。今回の案件は、農業に資する施設に該当しておりませんが、事業計画から平成10年に隣接する土地に住宅が建設され、その時から宅地として一体利用されていたため始末書が添付されております。申請地の隣の住宅と一体で利用するという事で代替地はありません。以上のことから、農振除外地として認められると思います。

○議長（目加田菊次会長）

A-2地区の2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

始末書は、農地転用についてのものになるのですか。

○事務局

今回の始末書は、農振除外及び農地転用についてのものになります。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

始末書がついているが、農業生産基盤整備事業完了後8年が経過していない以上、整備計画の変更は難しいのではないか。

○事務局

平成10年から隣接している住宅と一緒に造成して利用している状態であり、今回始末書で農振除外をしていきたい。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

今回の案件が農振除外ができる基準を満たしていないのは、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していないということだけですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

8年未経過の要件を始末書で認めていきたいということですね。

○事務局

先ほども説明しましたが、今回の案件は平成10年に隣接地の住宅と一緒に造成して駐車スペースとして利用しておりました。基盤整備事業完了後8年未経過であり、要件を満たしておりませんが、該当事業が始まったのが平成27年です。宅地であるにも関わらず受益地としてしまったことや20年以上このような状態となっているため是正したいということで今回このような始末書を添付して農振除外を行います。農業委員会でお認めをいただいたとしても、この後県と協議をして、要件が認められないとなりましたら8年経過するまで待つていただくかたちとなります。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

県と詳細な協議をして8年未経過の部分が承認される見込みがでてから、農業委員会としての意見をだしたほうがいいのではないかと。

○事務局

各団体からの意見を取りまとめた後から、県との協議になりますので先に農業委員会の意見が必要になります。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第36号・37号のA-2の2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

○事務局

（IC周辺まちづくり整備事業の概要説明）

大野神戸IC周辺まちづくり整備事業（道の駅北側整備）についてでございます。大野神戸IC開通により周辺の開発を進めており、道の駅「パレットピアおおの」・西濃厚生病院の開業。令和7年度にはイビデン（株）の操業が予定されております。町としましては、令和8年度に東海環状自動車道全線開通に向け、発展のタイミングを逸らすことなく、さらなる開発を推進することが必要と判断し、町が事業主体となり開発を進めていくことになりました。優先交渉事業者として西濃建設（株）・（株）東洋スタビが決定されており、事業概要としては、宿泊施設と商業施設を併設した複

合施設となっております。事業地は道の駅北側の1.5haの農地部分になります。こちらは12月の議会で報告済みであり、今回農業委員・推進委員の皆様方にもご承知おきいただきたくご説明いたしました。

○議長（目加田菊次会長）

他に何かご意見等ございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については2月5日9時より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第1回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

見屋井 見栄子



委員

河野 正和



